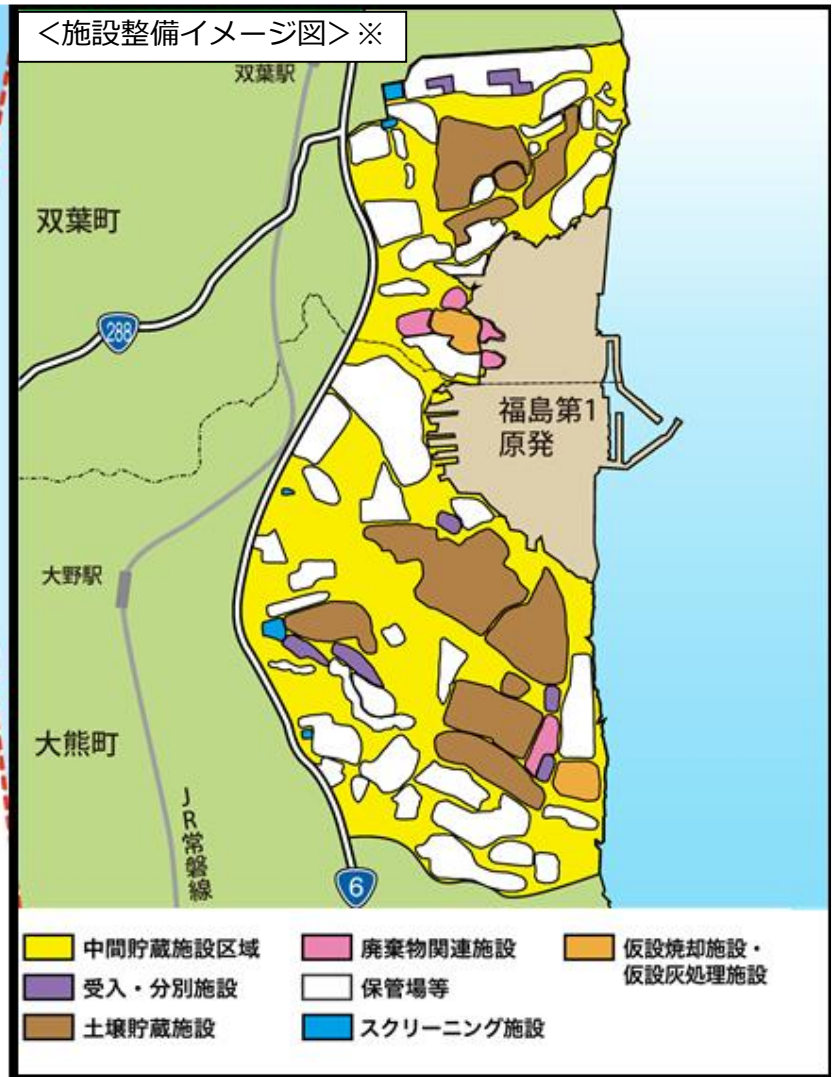


# 除去土壌等の中間貯蔵施設とは？



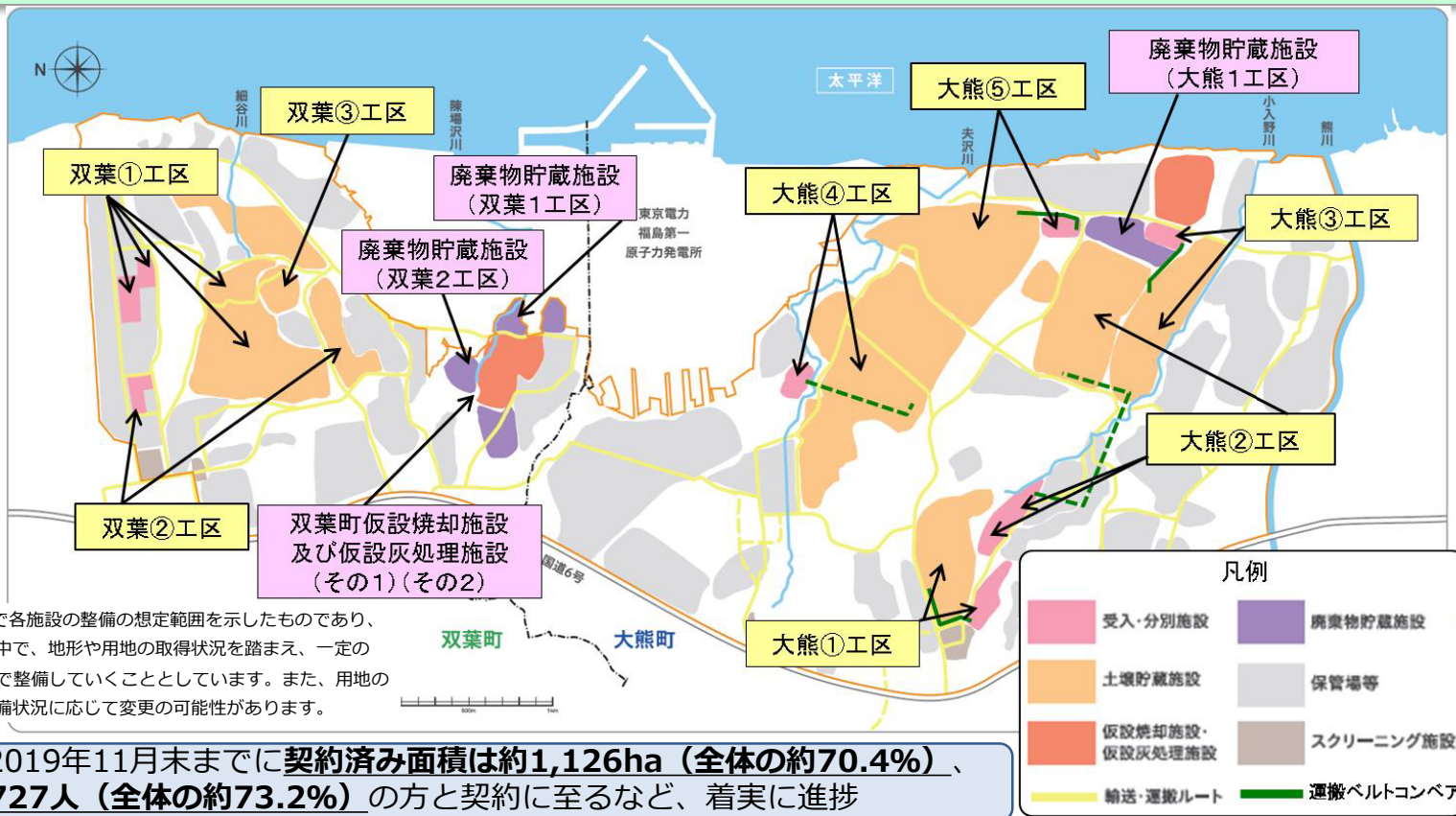
※2018年12月時点で各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

## 中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。**  
(面積：約16km<sup>2</sup>)

- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定（改正JESCO法：2014年11月成立）

# 中間貯蔵施設の整備



## 受入・分別施設



### 安全対策

- 飛散防止
  - ・屋根
  - ・壁
  - ・二重扉
  - ・集塵機
- 流出防止
  - ・遮水工

## 土壌貯蔵施設



### 安全対策

- 飛散防止
  - ・散水
  - ・覆土
- 流出防止
  - ・遮水工

出典：第15回中間貯蔵施設環境安全委員会資料（環境省）

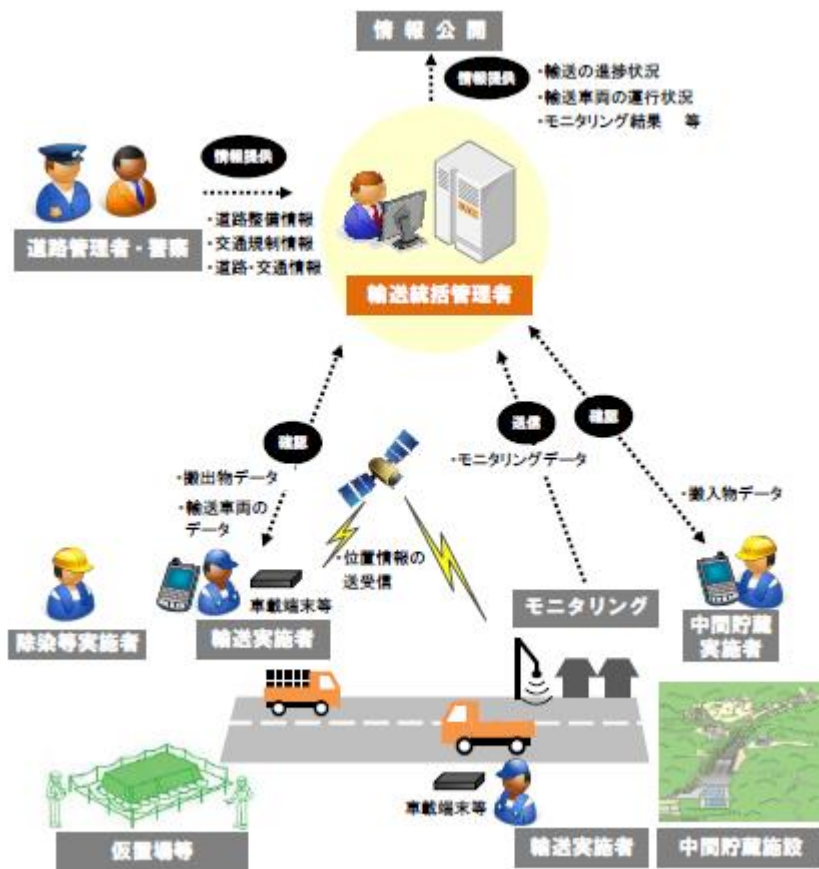
環境省作成



# 中間貯蔵施設 除去土壌等の輸送

- 2019年12月末時点で累計約541.9万m<sup>3</sup>を中間貯蔵施設へ輸送済み。
- 引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施。

## ＜輸送車両の管理機能の概要＞



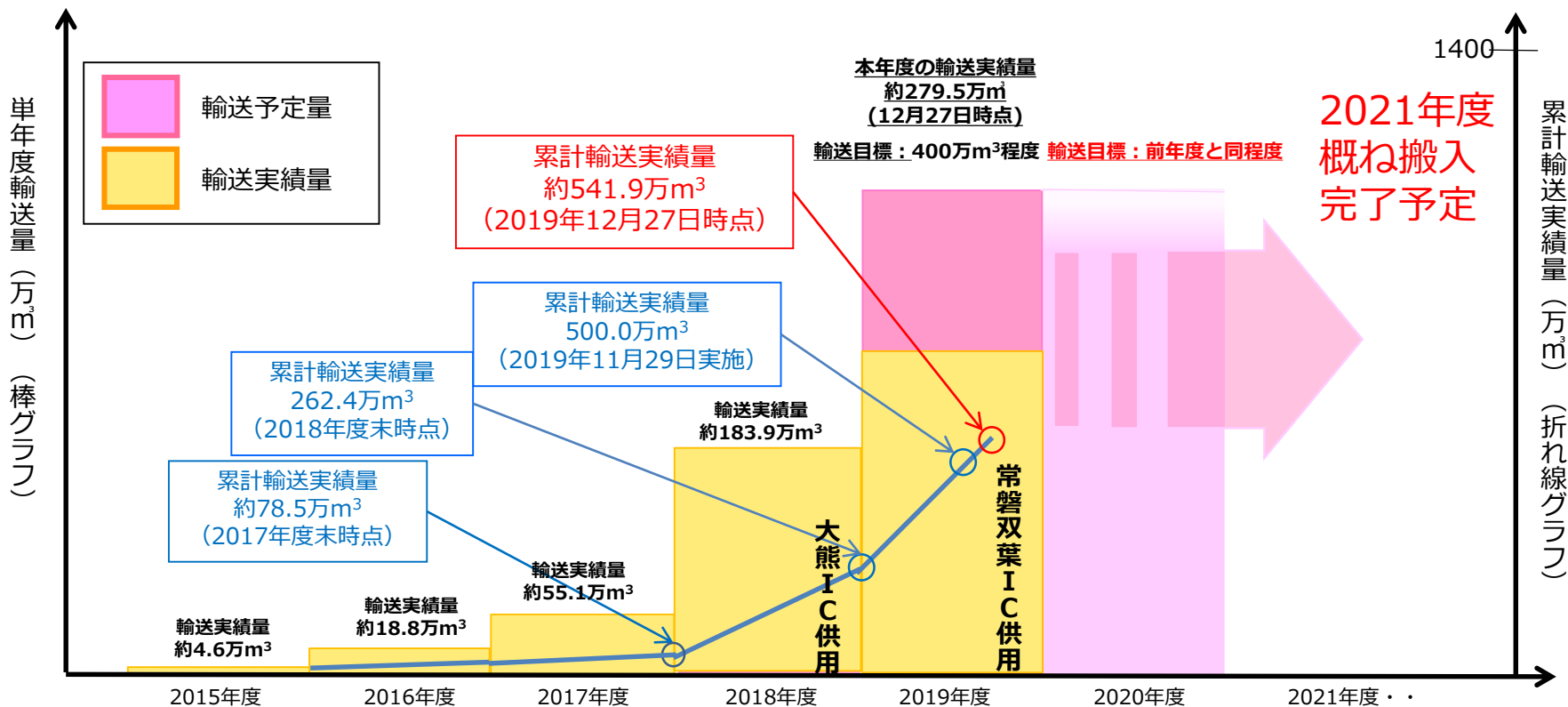
## ＜輸送の様子＞



環境省作成

# 中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 輸送対象物量（※）1400万m<sup>3</sup>の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、**安全を第一に、地域の理解を得ながら**、輸送を実施する。 ※2019年10月時点
- ・2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す。
- ・2020年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、安全を第一に、**前年度と同程度の量を輸送する。**



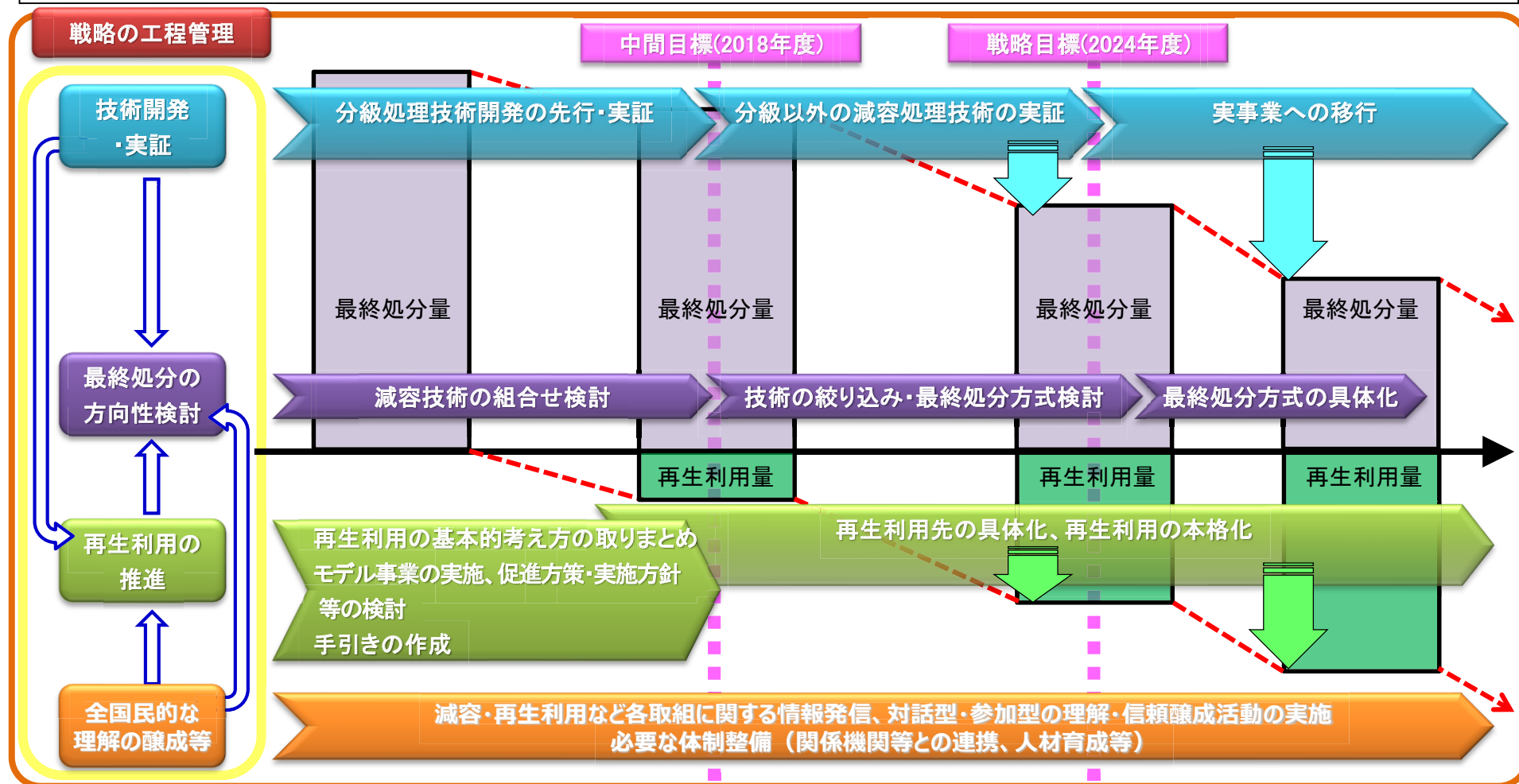
(出所) 2015～2019年度の輸送量実績並びに2019年度の中間貯蔵施設事業の方針及び2020年度の中間貯蔵施設事業の方針(案)で示した2019年度及び2020年度(予定値)の輸送量を追記。

\* 大熊ICが2019年3月31日に開通したことを受け、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に利用(700台/日程度)。 環境省作成

# 中間貯蔵施設

## 減容・再生利用技術開発戦略及びこれまでの経緯

- 原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針において、「最終処分量を低減を図るため、減容技術の開発・実証を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」ことが定められている（2016年12月閣議決定）。
- 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ（2016年4月）。
- 技術開発戦略の中間年度（2018年度）においては、中間目標の達成状況、それ以降の技術開発や再生利用の見通し等を総合的にレビューし、本戦略の見直しを行うとともに、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した手引き（案）を提示（2019年3月）。



環境省作成

# 中間貯蔵施設 再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方

- 2016年6月、放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、**適切な管理の下での利用**を実現するための『基本的考え方』を公表。
- 本基本的考え方を指針として、実証事業・モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うとともに、全国的な理解の醸成に取り組み、再生利用の本格化に向けた環境整備を進める。

## 用途の限定

- ✓ 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等であって、長期間人為的な形質変更が想定されない盛土等の構造基盤

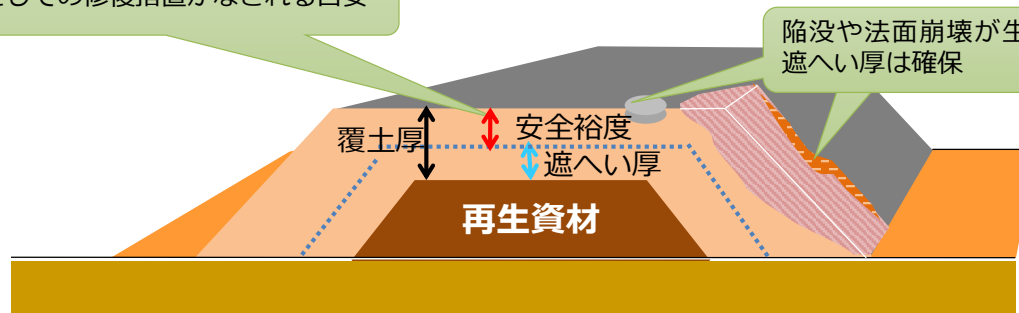
例) 防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立柱・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等

## 適切な管理

- ✓ 施工中の追加被ばく線量を1mSv/年（供用中はその1/100）を超えないように制限するための放射能濃度を設定
- ✓ 再生利用可能濃度は8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定
- ✓ 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等

土木構造物としての修復措置がなされる目安

陥没や法面崩壊が生じても、遮へい厚は確保



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

環境省作成